

平成22年度第1回 史跡小田原城跡調査・整備委員会会議録

日時 平成22年11月26日（金） 午後1時30分から午後4時まで  
会場 郷土文化館会議室  
出席者 小和田委員長、小笠原副委員長、池上委員、小出委員、田中委員、宮内委員  
伊藤委員、清水委員  
神奈川県教育委員会文化遺産課 井澤主査  
文化財建造物保存技術協会 辻田技術職員  
事務局 前田教育長、三廻部生涯学習部長、関野生涯学習部次長、奥津参事兼文化財課  
長、大島総構整備主幹・担当主査、山口城跡整備主幹・担当主査、佐々木主査、  
岩崎主任

1. 委員委嘱
  2. 教育長あいさつ
  3. 委員紹介
  4. 委員長・副委員長選出
  5. 現地視察（馬屋曲輪・御用米曲輪）
  6. 議事
- (1) 本丸・二の丸植栽管理計画について
  - (2) 植栽専門部会の設置について

委員長 (1) 本丸・二の丸植栽管理計画については、(2) 植栽専門部会の設置についても関係するので、併せて事務局からの説明をお願いしたい。

<事務局から概要を説明>

事務局 ・本丸二の丸の植栽管理計画については、資料5を参照願いたい。計画策定からこれまでの経緯と植栽管理計画の運用指針について説明する。  
まず経緯については、5月に植栽管理計画を策定。市議会・厚生文教常任委員会等の報告や定例記者会見での発表を行ってきた。9月8日に「小田原城址の緑を守る会」から植栽管理計画の白紙撤回を求める陳情書が提出され、11月4日の厚生文教常任委員会において継続審査となっている。また、9月24日には、旭丘高校から「小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画についての見解と要望」が提出された。9月26日には市民に対する現地見学会および説明会が開催され、約110名の参加があった。10月31日にはTBSテレビにおいて、約300本の樹木が伐採されてしまうという、誤解を招くような内容の放映が行われ、市としては誤った事実認識の下に作成された番組であるとして、11月12日付でTBSテレビと制作会社に対して抗議文を送付した。11月13日にはタウンニュース紙上において、「史跡と緑の共生をめざして」というタイトルで植栽管理計画や御用米曲輪・馬屋曲輪の整備についての進め方などを掲載し、市の考え方を示した。11月19日付で植栽管理計画の運用指針を策定している。

・植栽管理計画の運用指針については、資料5の2～3ページを参照願いたい。この運用指針は、史跡整備事業に併せて行う植栽管理や、植栽管理計画において短期実施計画に位置付けた植栽管理作業を具体的に進めていくための方針を定めたもので、史跡と緑の共生を図りながら植栽管理作業を進めることを理念としている。

3の組織について、(1)植栽専門部会の設置については、植栽管理作業を具体的に進める組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会設置要綱第9条に基づき、史跡小田原城跡調査・整備委員会の下に、植栽専門部会を設置するとしている。委員の構成については、調査・整備委員会から副委員長、委員2名にご参加いただくほか、植物・造園技術などの専門家と市民にご参加いただくことで、現在、神奈川県教育委員会、文化庁とも調整している。

4の今後の進め方について、まず、植栽専門部会での検討として、今後の史跡整備における植栽のあり方については、計画の策定段階から専門部会において協議し、史跡の整備計画案に反映していくこととしている。また、短期実施計画に位置付けた樹木については、どこから行うかなど協議の上、1本1本現地で具体的に検証し、実施計画案をまとめるとしている。

ここでいう計画案とは、伐採が必要と判断したり、枝下ろしや剪枝が必要な樹木について、どのような姿がふさわしいかを実際に作業を行う造園業者に具体的に指示していくためのものである。次に、植栽専門部会がとりまとめた計画案については、市民説明会や現地見学会を開催し、市民の意見や提案を集約し、可能な限り反映させていくこととする。こうして練り上げた計画案を調査・整備委員会等への協議を経て決定し、現状変更許可申請が必要な場合は、県教育委員会を通じ、文化庁の許可をいただくことになる。ただ今の説明については、簡単にフローチャートにしてあるのでご覧いただきたい。

資料6については、植栽専門部会の設置要領(案)であり、本日は、この植栽専門部会の設置について、協議をお願いするものである。

委員長 議題の(1)と(2)、資料5・6に関して意見、質問はないか。

副委員長 この中で、市民意見の集約というのがあるが、集約を語意どおり受け取ると、まとめるという意味合いを持つ。実際には、市民意見は多種多様で、かなりバラエティーがあると思う。市民意見は、バラエティーがあることに一つの意味があるわけで、集約という用語でまとめたり要約してしまうことには無理があり、技術的にも不可能であると思う。現実的にどのように対処していくのか。また、この作業は誰が行うのか。植栽専門部会がこの作業をするとした場合、これだけの事務量に対応するのは実際には無理なので、この作業の仕分け方をどのようにしていくのか。このことについて事務局はどのように考えているのか。そこを説明した方が委員の皆さんとしても対応しやすいのではないか。

事務局 ただ今、副委員長からあった集約についての作業は、基本的には文化財課が中軸を担うこととしており、設置要領の裏面の第9条にあるように、文化財課により処理させていただく。ただ、先生方の意見と市民の意見を調整して、作業は文化財課で行ないたいと思う。

また、先生が心配していた、市民の意見は多種多様であるという意見だが、それについては、できる限り反映ということで指針に挙げているので、文化財課で市民の意見の真意や、どのようにすることを目指しているのか、景観はどうか、一本一本確認することになっている。市民の意見をどのように合わせて行くか、大変な作業になると思うが、文化財課で対応する。

- 委員長 集約ということだけ言ってしまうと、副委員長が言ったように懸念がでてくるので、集約調整という言葉のほうが分かりやすいのではないかと。3ページのフローチャートで意見集約、調整させて植栽専門部会に反映させるという流れになれば分かりやすいと思う。
- 副委員長 市民意見の集約は、このカッコ書きになっている「市民説明会」、「現地説明会」に限定されている形になっているが、ここに参加できる人は限定的にならないざるをえない。どの程度の回数を行うかわからないが、その都度内容や顔ぶれも変わってくる。この他にも一般市民の意見も出てくると思うので、こういった声にも目配りしないといけない。「市民意見の集約の範囲」について事務局はどのように考えているのか。
- 事務局 まず、意見集約化は決して一本化していくというわけではない。かたまりとなっているものの中から、その中で反映できるものを反映していく。また、市民意見については、「市民説明会」、「現地見学会」を行っていくが、これ以外にもインターネット等を使ってパブリックコメントなども取り入れていきたいと考えている。
- 委員 植栽の取り扱いについて、基本的に伐採するか新たに補植したり植えたりするかなど、植栽自身の剪定も含めた取り扱いの内容について伺いたい。取り扱いの原則などはあるのか。
- 事務局 植栽管理計画、短期実施計画で260本を位置付けているが、今後の進め方で説明するが、植栽専門部会の検討の一つには史跡整備、これは御用米曲輪が控えている。今後の史跡整備における植栽のあり方、今ある樹木をどのようにしていくのか、また新たな植栽をどのようにしていくのか、そうしたことも含めて計画の策定段階から植栽専門部会にご協議いただく。
- 短期実施計画については、位置づけられた樹木についてどこから手をつけるのか。概ね5年とっているが時間も関係もある。どこから手をつけるのか協議を行った上で一本一本、例えばどういふように形を整えるのか、やむなく伐採せざるをえないのか、協議いただきたい。
- 委員 史跡の面から言うと、基本的に小田原城という大事な遺産を傷つけられたわけである。今日の石垣のところのように、木があったから石垣が浮いたのに対して壊れたりすることがある。地下にあるということで大事な遺構が壊れたということが一つ。景観の話としては、城が見えるような剪定・管理をしないと天守が見えなくなるとか、そこまで木を伸ばしていいものか。植栽管理計画策定の段階でも触れたと思うが、両方の問題を留意して欲しい。
- 委員 この運営指針というものはもう定めたのか。設置要項はこれからか。誰が運用指針を作ったのか明記されていないが、専門部会が全面的にやったように見える。こちらのフローを見ても、誰が言い出して何が動くのかははっきりしない。もちろん、実施計画はあるのだろうが、例えば何を専門部会に頼むのかははっきりしていたほうが、委員の立場としては動きやすいと思う。
- 事務局 運用指針は、小田原市教育委員会が定めたものとして作っている。この2枚のペーパーの中にその要件がある。運用指針が何月何日、小田原市教育委員会

という表現を入れたいと思う。

委員長 今の点をもう少しはっきりと。

事務局 小田原市教育委員会としてこれはやっていきたいということで、運用指針の下に日付と小田原市教育委員会を入れたいと思う。

委員長 この運用指針は、この小田原城跡調査・整備委員会で決めるわけではないね。

事務局 はい。小田原市で決める。

委員長 先ほどの専門部会設置要綱もそれは市で。

事務局 設置要領については、調査・整備委員会の下部組織ごとに作るということで、本日承認をいただきたい。

委員長 この委員会で認めるということであるので、(意見を) お願いしたい。

委員 2 ページの4 今後の進め方の(1) のところに史跡整備と短期実施計画とあるが、1本1本という言葉が両方に入っているが、合わせて長期的な計画や展望を考えているのか。

委員長 その点はどうか。ここでは短期実施計画と書いてあって、長期のことがないという意見だが。

事務局 まず、この運用指針の手前に植栽管理計画があり、その中で史跡整備については中長期的な計画になる。史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想に基づいて進めている中で、条件が整ったところから史跡整備を手掛けてきている。御用米曲輪がこれから始まっていくところであるが、それ以外についてはまだまだ長期的な計画の中である。短期実施計画は、植栽管理計画の中で概ね5年で8箇所ビューポイントという形で位置付けている。これについては、短期実施計画に位置付けていきたい。

委員 私の理解では、植栽管理計画で長期ビジョンなどを踏まえてしっかりとしたものを作らないと良くないという考えがあって、それが(植栽管理計画の)最後に書かれていて、その延長上にこれがあると私は理解している。そうですね。

事務局 そうである。

委員 何年スパンでやるとか、5年スパンという話もあるし、そこははっきりさせないと今回の計画も実際運用していくのは難しいという話を確かしたような気がする。その延長上にあるという理解でよろしいか。

事務局 当面この植栽管理を運用しようということで、この指針を作らせていただいた。

委員 今の、長期計画をどうするのかという問題は、この文言を読むとどうしても

そのへんの疑問がついてくる。確かに整備計画はもう、これから中長期計画になるという認識はわかる人はわかるけど、一般的にはなかなかそういうふうにはいかない。ここに「短期実施計画」という文言を入れたら、そこに対句として、中長期計画という認識の視点を文言として入れておかないと、文章を読んだだけではわかりにくい。そのへんもう少し工夫があった方がいいのではないかという気がする。

委員長 その辺は、事務局で検討していただいて、どのように入れるかの検討をお願いしたいと思う。他はいかがか。

委員長 そうすると、先ほど委員からの質問に合わせて出てきたことであるが、この設置要領(案)については、ここに第1条で調査・整備委員会設置要綱第9条の規定に基づき、今開いている調査・整備委員会のいわゆる下部組織としての専門部会であるので、この要領についてはこの委員会でどうするか、これでいくということでご議論いただきたいと思うが、この件について文言等々、内容等について何かあるか。

特に異論がないようなので、委員会として設置要領は承認ということによろしいか。

具体的には、専門部会の事務は生涯学習部文化財課において処理するという第9条があるので、今後の事柄については文化財課で行なうということ、要領についてはこの委員会で承認するということによろしいか。

平成22年11月26日付けということで、案を削除するということにしたと思う。

事務局 本日承認いただいた後、この植栽専門部会にかかる予算審議が補正であがっている。12月9日に議決されたら案をとるということになる。

委員長 わかった。今はまだ案をとらないということですね。

### (3) 馬屋曲輪整備について

委員長 それでは、先ほど現地視察した馬屋曲輪の件について、まず事務局から説明をお願いします。

<事務局から概要を説明>

事務局

- ・馬屋曲輪について説明する。現地でも確認いただいたが、今年度は整備事業の最終年度として昨年度に引き続き、土塁の内法石垣と土塁の修景整備を行い、曲輪全体の地盤調整、馬屋大腰掛、井戸の平面表示を行う予定である。
- ・それに先立って、馬屋曲輪に所在した北村透谷碑を解体し、小田原文学館へ移設設置工事を行なった。資料7の2ページ目に現在の馬屋曲輪の位置と文学館の位置を示してある。
- ・なお、北村透谷碑解体工事の前に、現地でも説明したが、周辺の樹木4本を伐採した。内訳は、マツ2本、イヌビワ1本、ヤマモモ1本である。これは石垣への影響が大きかったことがその要因で、当該地の石垣は資料7の4ページの写真、上の段であるが、馬屋曲輪南側の石垣のはらみ具合などが目に見えて大きなものがあり、平成15年度に実施した石垣現況調査で危険度Aと判断されており、その原因の一つとして樹木の根による影響が指摘されていた。
- ・今回の伐採・抜根・試掘調査において、現況調査の結果を裏付けるように、

根が土塁石垣に影響を及ぼしていたのは現地でも確認いただいたとおりである。現在、北村透谷碑については、小田原文学館での組み立てが7割ほど完成し、年内には完成する予定である。資料7の3ページ目下の段が現在での小田原文学館の状況である。

・また、試掘調査については、内法石垣の検出作業がほぼ終了した。今後、記録作業を実施するが、樹木の根の影響を受けている内法石垣については、部分的に積み直しする必要があると考えている。

・資料7の1ページ目のスケジュールにもあるように、試掘調査終了後は、土塁、内法石垣の修復、排水のための導水管の設置、地盤面の修景、平面表示の工事を行う予定である。

・また、試掘調査後には、今年度の調査成果を含め、これまでの馬屋曲輪の調査、整備に関する報告書を刊行する予定である。

・以上が、今年度の馬屋曲輪における史跡事業の現況と概要の報告である。

- 委員長           今の報告について何か質問あるか。
- 委員長           北村透谷碑で抜き取られた石垣の石は、無かったのか。周辺を発掘しても出てこなかったのか。新しくどこかから持ってくるのか。
- 事務局           なかった。石は新しく入れる予定である。
- 委員長           他の方はいかがか。予定通り進んでいるということでよろしいか。
- 委員             内側でなくて外側の石垣の裏込め、大きな木の根を撤去する話があったが、表側の石垣は、撤去で支障がでないのか。
- 事務局           現在、根の除去をしている。栗石を樹木の根が押している状況を確認できているが、その奥に太い根が入っている状況は確認できていない。根を細かく切っていけば、抜根は可能かと思う。
- 委員             石垣を触らずに根だけを除去できるというわけか。
- 事務局           そのとおり。
- 委員             孕みは直らないか。
- 委員長           そのままですね。
- 委員             根を抜いた跡はどうする。何か充填するのか。
- 委員長           抜いただけだと危ない。
- 委員             抜き方によっては、石垣がさらに押されて出てくる。その場合は、その部分だけ、処置したほうがいいと思う。
- 委員             一番ひどいところだけ、積み直す。出っ張りを元に戻す。それも根を抜いたときに判断するしかない。根を抜いたときのいい充填材はないか。

委員 いずれにしても、土を充填するしかない。

委員 根を抜いたところは、周りよりやわらかくなるから、水道の心配はないか。

委員 突き固めるしかない。

事務局 頂いた意見を基に検討して対応方法を考えたい。

(4) 御用米曲輪整備について

委員長 それでは、(4)として御用米曲輪の整備について事務局から説明願いたい。

<事務局から概要を説明>

事務局

- ・御用米曲輪の整備について説明する。現地においても御用米曲輪の現状や課題について確認してもらったが、平成22年2月8日に当委員会において、臨時駐車場としての使用を終了し、来年度から御用米曲輪の整備をすることについて報告した。また、今年度の試掘調査の目的についても説明したところである。
- ・現在は、実施設計を策定する作業に取り掛かっており、そのための測量調査と試掘調査をしている。
- ・先の試掘調査においては、御用米曲輪東堀の肩を検出し、御用米曲輪の東の縁を確認することができた。また、第1トレンチにおいては、堀底まで確認することができ、堀の深さや法面に水控えの石垣が積まれている状況を確認した。
- ・今後、行う予定の試掘調査は、資料8の4に位置図を示したが、昭和57年に実施した試掘調査成果を基にトレンチを設定した。第1から第3トレンチで米蔵の位置を確認するのを目的としている。第4、第5トレンチについては、御用米曲輪の範囲を明確にするために、当初の曲輪の範囲の法の位置を確認するために配置したものである。この結果を基に実施設計を策定する予定であるが、整備の方向性については、委員の皆さんの意見をお伺いできればと思う。
- ・なお、御用米曲輪の植栽のあり方についても、植栽専門部会で検討してまいりたいと思う。
- ・意見を伺いたいと思う。

委員 基本的には、元々あった土塁か何かを使ってスタンドを造っているのか。盛っているのか削っているのか。

事務局 絵図や測量図を検討すると南側、三塁側のスタンドに当たるほうは、内側から削っているような状況である。

委員 西側は、どうか。

事務局 第1トレンチを設置した箇所には、北側の石のラインが出ているので、第1トレンチの米蔵は、ダッグアウトの下、スタンドの下、もしくはグラウンドの中のほうに入ってくる計算になる。第2、第3トレンチについては、土塁が北東側に張り出しているので、土塁の内側を削平していることはないと考えている。

- 委員 愛媛県松山市の公園の武家屋敷も同じように堀、土塁を使ってグラウンドを造っている。発掘調査も行っているはずなので、松山市に言って、参考になると思うので、送ってもらったらどうか。他では、松山城では、野球場とラグビー場がある。競輪場もはずしたはず。野球場を同じようなやり方で、土塁を使っていたと思う。よその事例を見ておくと分かると思う。
- 事務局 松山市に確認したいと思う。
- 委員 第1トレンチと第5トレンチで石列が検出されるのなら、本体が西側にあるので、今の幅では礎石が出てくる。第2トレンチで、かなり浅い位置で出る。深く下げなくても表層を削れば出る。今、木の根の話でトレンチを動かしているが、表層を剥けば出そうな気がするが。石列の高さを確認するなどが必要である。
- 事務局 表層については、清掃作業を念入りにすることで、確認したいと思う。
- 副委員長 第1トレンチと第2、第3トレンチは、広い土塁幅のところで米蔵が出ているような気がする。第1トレンチの場合は、スタンド側が削られていて、本来は内側の方に張り出していたと思われる。第2トレンチと同じぐらいの土塁幅が本来の姿で、相当削られているということになる。これについて、明治16年の参謀本部の迅速測図でも本来の土塁幅を確認できると思うが、整備の対象として土塁幅を復元する方向になっていくと思うが、その展望というか整備後の形はどういうように考えているのか。
- 事務局 第1トレンチの南西側、グラウンドについては、土塁が削られている状況が想定できるわけだが、現在、野球場のフェンスが巡っていて、これについては、来年度解体工事を行う予定である。また、3塁側スタンドの下には、用具庫が設置されているので、併せて解体工事を行うので、同時に土塁の構造をチェックする調査を行って土塁の幅を確認する予定である。
- 副委員長 整備に当たって、周りの野球場の施設は整備の対象になると思うのだが、これについてのスケジュールはどうなっているのか。
- 事務局 現在、城内臨時駐車場として活用している部分については、橋や料金施設を駐車場閉鎖後に撤去工事を行う予定になっている。野球場の施設については、来年度、解体工事をする予定である。今回の試掘調査については、解体に伴う基礎と解体工事をする構造物の状況を確認することも目的である。スタンドの裾に地下の状況を確認するためのトレンチを設定するところである。
- 委員 江戸時代の絵図では、この部分についてどのようになっているのか。
- 事務局 複数枚、御用米曲輪の状況が描かれている絵図がある。多いときには、米蔵が6棟描かれている。そのうち3棟が土塁上に描かれており、詳細な寸法を記した図面もあるので、米蔵の位置が確定できるものと考えている。
- 委員長 昭和57年に掘ったときの図面で、結構でていますよね。また、いつか（資料を）配布してくれればと思う。



委員 今残っている土塁部分では、3棟しかないということか。

事務局 記録上に残る土塁上の米蔵は3棟になる。

委員長 第1トレンチの部分が、もっと南に延びていることが推定できると思う。他に御意見はあるか。

委員 実測図を作るということだが、それは、御用米曲輪全体の实測図になるのか。現況図の縮尺はいくつか。

事務局 現況図は、600分の1になる。

副委員長 これから作る実測図は。

事務局 200分の1である。

委員 かなり土塁など地形的に見られるようになるかもしれない。

事務局 実施設計自体は、今年度策定するが、解体の状況に伴う部分は、工事の設計を組み直す中で随時、変更させてもらえればと思う。その段階で、当委員会に諮らせてもらえればと思う。

委員長 御用米曲輪の整備に関しては、もういいか。

副委員長 これから御用米曲輪の実設計を行って整備をしていくことになるが、これまでの例では、馬屋曲輪など曲輪ごとに整備を完結させる形で進めてきた。このやり方に則って整備をすれば、御用米曲輪の土塁上にあるクスノキの扱いはそれなりに大きな問題になってくる。このことについて色々議論が出てきているが、これは整備計画全体にかかわる。これまでの整備計画の進め方の弱点、欠点ということになるが、計画の全体像の見通しが全く立てられていないということと関わってくる。具体的には、市から諮問を受ける場面で突然ある曲輪の整備計画が浮上してくる。だから委員会が対応出来ないということではないが、委員の側から見ればその都度唐突感が繰り返されるということになる。その理由として、これまで城跡がいろいろな施設にかなり無定見に使われてきたという経緯があるため、全体の計画を立てたところでどこから手をつけたらよいか見当もつかないという大変気の毒な状態にあったということもあろう。そうした状況の中では銅門と馬出門という、大手筋からお客さんを迎え入れる正規の登城ルート of 遺構や施設が復元できたことは、一定の筋道が立って幸いだったと思う。しかしこれからはできる所からやっていくことではなく、本丸のウメ子の象舎も整理がつく段階に来たので、スケジュールの全体像を示してどこから整備していくことが妥当なのかをしてみて、その流れの中で整備を進めてみてはどうか。今回の御用米曲輪の整備についても、今年の春に委員会にかけられた時に何で今ここをやらなければいけないのか、と委員の間からもそういう声が出たと思う。私もその辺は少し疑問に思っている。本来、常識的に言えば本丸から外に向かって順番に整備していくのが順当だろう。これからは全体的な整備の流れを考えておかないと、何らかの支障を来した場合、改めて検討し直す余裕もない。これは今後事務局も委員会も課題と

していく必要があらうかと思う。

本来の流れで考えると、御用米曲輪の整備が一番後になってもよいくらいだ  
と思う。それが文化庁としてはあそこがあまりにも長い間駐車場に使われてい  
たということから危機感を感じ、小田原市へのお叱りということも含めて指示  
があったということだろう。

そういう経緯は経緯として、御用米曲輪の外側の史跡指定地になっている三  
の丸部分（蓮池・弁財天曲輪部分）は、そこは市街地になっているが着々と公  
有化、史跡（公園）化されているわけなので、本来はその三の丸の区域がある  
程度史跡としての整備のめどがついた段階で御用米曲輪の整備にとりかかる。  
そのような段取りで進められると非常に対処しやすくなる。

そこで、土塁の上のクスノキ群のことになるが、木だけ見れば大変立派では  
あるが、土塁にかかる負担というのはやはり大変なものがあって、史跡の保護  
の観点で見れば、現状はシビアにバッティング状態になっていて非常につらい  
ところだ。ただ先ほど述べたこれからの整備の中長期的展望を考えると、城内  
側から市街地を見た時のグリーンカーテンによる遮蔽の効果を残しておいた  
方がよいとも考えられる。そして三の丸側の整備ができる段階になった時に、  
改めてどうしたらよいか考えてもいいのではないか。

こうした長期的な見通しの中で対処していけば、御用米曲輪の土塁部分はと  
りあえずある程度の仮整備という形とし、グリーンゾーンの景観の遮蔽効果を  
考慮して当面は置いておく、ということにする。ただし、土塁の遺構にあまり  
負担がかかり過ぎないように、負担を軽くしてあげるという、そういった作業も  
必要ではないかと思う。これは植栽の専門家を交えて検討していかなくてはな  
らないことだろうと思う。

そういうスタンスで、御用米曲輪の北側土塁は仮整備でしばらく残しておく  
ということにすれば、（曲輪内の整備を済ませ、しかる後クスノキが密生する  
北側土塁の整備にとりかかるという）文化庁の指示からすると変則的にはなる  
が、総体的には整備の方向に向かうという流れということになる。こうした考  
え方で文化庁との折り合いがつくのであれば、ゆとりを持って対応をしていく  
ことの方が、現実的な面からはうまくいくのではないだろうか。その辺は皆さ  
んの御感想を伺いたいと思う。

委員 予算の組立ての問題があり、駐車場の撤去工事がある。また、試掘調査とも  
絡んでおり、その結果を踏まえて計画を作っていくということになる。こうし  
た段階をきちんと踏まえてさえいけばよいのではないかと思う。

委員 遺構の残り具合を見極める必要があると思う。第5トレンチでどんな傾向な  
のかを確認することだ。3 塁側のスタンドのところをどれくらい手をつけるの  
かはそれにかかってこよう。あの部分は副委員長が言うように、ちょっとペン  
ディングした方がよいように思う。今の時点では決められるものではない。

今回は御用米曲輪を整備するのだが、どこをどういう順番で整備するのかに  
ついては、今後見直しを行っていくということを確認しておけばこの委員会と  
してはよいのではないか。コンプリートしてしまうと、後で苦しむことになる。  
もう1回、中間地点で見直しをしよう、ということで合意が出来ていれば私は  
よいと思う。

事務局 全国的に整備の事例があれば、御教示いただきたいのだが。

委員 鳥取城には鳥取西校のところに立派な御城米曲輪がある。弘前城にもある

が、発掘調査を行っているか、記憶が定かでない。一部トレンチ調査を行っているかも知れない。人吉城にもあったと思うし、山形城も蔵が出たとは聞いていないが、いずれも聞いてみたらよい。それくらいではないか。

委員 副委員長の話聞いていて、『基本構想』も出来てからだいぶ時間が経っていて、その間色々なことがわかってきて、当時考えていた以上に新しい要素が出てきている。そろそろ『基本構想』を見直す、というよりも点検みたいなことをやらないといけないように思う。これから全体をどういう風に進めていったらよいか、考えるのが難しくなりつつあるのかなど。当時の役割としてはそれでよかったかも知れないが、ということをちょっと感じた。すぐには出来ないとしても、そういうことを頭に入れながらこれからの進め方を考えた方がよいと思う。

委員長 もう20年か25年位前だが、完成予想図みたいなものを作ったことがある。それから比べると、調査と整備を進めて行く中で当初計画していたものとは随分変わって来ていると思う。この辺が見直しの時期かな、とは思う。副委員長の意見もそんなところにあるのかな、と思いつつ…。城内小学校を外に出し、動物園や色々なものを出し、ということで順調に進んできたとは思いますが、そういった時期に来ており、見直しをかけたほうがいいのか、という感じかしている。またいつか、きちんと（見直しを）この委員会でやりましょう。

#### （5）史跡小田原城跡の追加指定について

委員長 最後になるが、（5）の史跡小田原城跡の追加指定について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 <事務局から概要を説明>

- ・資料9をご覧ください。1ページ下段に指定の一覧表がある。昭和13年に指定されて以降、7次にわたって史跡の追加指定が行なわれている。
- ・遺構の残存状況等を基に所有者の同意が得られた場所から追加指定を行なっているが、第7次指定では八幡山古郭東曲輪、総構香林寺山西、小峯御鐘ノ台大堀切中堀の3箇所、合計7筆で面積3,836.15㎡を追加指定。平成22年2月22日付けで告示を受けた。位置としては、資料3ページの位置図に示したように、第7次追加指定として黒塗りになっている部分が追加指定地である。昭和51・55年に策定された保存管理計画等に基づいて追加指定されてきたが、平成22年3月にはそれらを包括した、今後の保存管理の指針となる「八幡山古郭・総構保存管理計画」をこの調査・整備委員会でもご審議いただき、策定した。
- ・現在、さらに第8次追加指定として、資料2ページに示した三の丸外郭清閑亭土塁の一部、総構史跡標柱東の一部、総構稲荷森の一部、小峯御鐘ノ台大堀切西堀の一部の4箇所で、合計11筆、面積は4,362.48㎡を申請中である。こちらについては、11月19日に文化庁文化審議会文化財分科会で審議され、追加指定することについて文部科学大臣に答申が出された。告示を待って正式な追加指定となるが、具体的な日時は現在のところ未定であるが、例年であると来年の2月頃に告示されると思う。これらの追加指定の申請の箇所については、先程話した保存管理計画または優先的に追加指定すべき場所に位置付けられているところについて申請している。
- ・説明は、以上である。

委員長           ただいまの説明について、何かご意見あるいは質問があればお願いしたい。  
                  特に、この間、八幡山古郭、総構の追加指定は、順調に進んでいるような印象があるが、これも地元の方々の熱意の表れだと思う。  
                  特に、よろしいか。

                  <特に意見なし。>

#### 7 その他

委員長           それでは、以上で本日の議題はすべて終了したが、全体を通して何か意見、  
                  質問等があるか。  
                  事務局から何かあるか。

事務局           特にない。

委員長           それでは、本日の会議は終了した。長時間にわたりお疲れ様でした。